

大阪国際がんセンターにおける利益相反ガイドライン

平成21年3月11日制定

平成29年3月25日改正

大阪国際がんセンター利益相反委員会

(目的)

第1条 本ガイドラインは、大阪国際がんセンターにおける医学研究にかかる利益相反マネジメント規程の適用にあたって、利益相反行為に該当しないとみなす行為について一定の要件を定めることにより、利益相反マネジメントを効率的に行うことを目的とする。

(利益相反行為に該当しない行為)

第2条 次の職員の行為は、利益相反行為に該当しない行為とみなす。

- (1) 医学上有益と認められる著作等の出版に関わる活動
- (2) 医学研究の成果を発表する学会等に関わる活動
- (3) 国又は地方公共団体の審議会等に関わる活動

(一定の基準により利益相反の報告を求める行為)

第3条 次の職員の行為は、各号に掲げる基準以下の場合には利益相反行為に該当しない行為とみなす。

- (1) 企業、団体からの収入の年間合計金額が同一組織から100万円以下の場合
- (2) 産学官連携活動にかかる受入額について、年間の合計金額が同一組織から200万円以下の場合

(3) 職員又はその職員の配偶者及び一親等内の親族の株式が、医学研究に関連する企業の発行済株式総数の5%を超えない場合

(利益相反委員会の審議)

第4条 前2条の要件を満たさない行為が直ちに利益相反行為となるものではなく、利益相反委員会の審議により、大阪国際がんセンター利益相反マネジメントポリシー及び大阪国際がんセンター利益相反マネジメント規程に適合すると認められる場合は利益相反行為に該当しない。

(本ガイドラインの改廃)

第5条 本ガイドラインの改廃は、利益相反委員会の承認を得なければならない。